

事業主の皆さまへ

お支払いいただいた労働保険料は、各種労災保険給付や雇用保険給付などに使われています。

以下、平成27年度の実績をお知らせします。

労災保険料

平成27年度の労災保険料などの収入(約1兆2,200億円(うち保険料収入は8,632億円))は、労災保険給付費や社会復帰促進等事業など、以下のように使われています。

① 労災保険給付等 (8,377億円)

労働者が仕事(業務)や通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や亡くなった場合に、被災労働者や遺族を保護するため、必要な給付を行っています。

平成27年度は、約61.8万人に新規の療養補償給付や休業補償給付を行うとともに、約22.2万人に労災年金を支給しました。具体的な給付とそれぞれの給付総額は、右の通りです。

※お支払いいただいた労災保険料から、すでに発生した労働災害に対する年金給付を将来にわたって支給するために必要な資金を積み立てています(平成27年度末現在で、約7.8兆円)。

保険事故	種類	金額	構成比
	合計	8,377億円	100.0%
負傷 疾病	療養(補償)給付	2,270億円	27.2%
	休業(補償)給付	1,324億円	15.8%
	傷病(補償)年金	361億円	4.3%
障害	障害(補償)一時金	431億円	5.1%
	障害(補償)年金	1,526億円	18.2%
死亡	遺族(補償)一時金	171億円	2.0%
	遺族(補償)年金	2,195億円	26.2%
	葬祭料	22億円	0.3%
その他	介護(補償)給付	66億円	0.8%
	二次健診等給付	11億円	0.1%

② 社会復帰促進等事業 (591億円)

被災労働者の円滑な社会復帰の促進や被災労働者とその遺族の援護を図るために、3つの事業を行っています。

それぞれの事業については、必要性や効率性などを徹底的にチェックし、毎年度見直しを行っています。



社会復帰促進等事業については、厚生労働省ホームページ内に事業の詳細を紹介しています。

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 雇用・労働 > 労働基準 > 労災補償 > 社会復帰促進等事業の紹介

種類	事業の内容
社会復帰促進事業	義肢・車いす、その他補装具の購入・修理費の支給、せき髄損傷などの後遺障害に対するアフターケアなどを行っています。
被災労働者等援護事業	被災労働者の遺児などへの学資の支援、労災特別介護施設の運営などを行っています。
安全衛生確保等事業	アスベスト等による健康障害防止対策(アスベスト作業従事離職者の健康診断など)、過重労働・メンタルヘルス対策、倒産した企業の労働者に未払賃金を立替払いする事業などを行っています。

③ その他 (915億円)

①・②のほか、労災保険給付や労災保険料の徴収を行うための業務に必要な人件費、事務費、労災保険料の精算返還金などに支出しています。

④ 翌年度への繰り越し (1,981億円)

労災保険給付費や収納済の保険料(建設工事などの有期事業分)で、翌年度に係る分などを繰り越しています。

※ 労働保険料と併せて納付していただいた「アスベスト健康被害救済法に基づく一般拠出金」(36億円)は、労災保険給付の対象とならない方の石綿(アスベスト)による健康被害の救済給付に使われています。

※ 労災保険の遺族(補償)給付の時効は労働者が亡くなった日の翌日から5年です。石綿による疾病により亡くなった労働者のご遺族で労災請求を行わないまま時効が到来している方でも、石綿による健康被害の救済に関する法律による請求はできますが、請求を急ぐよう勧奨をお願いします。